

日本選挙学会編集委員会規程（昭和 62 年 5 月 30 日理事会決定）

（編集委員会）

第 1 条 日本選挙学会は、機関誌（『選挙研究』）を発行するために編集委員会を置く。

（機関誌）

第 2 条 機関誌は、原則として年 2 回発行する。

（構成）

第 3 条 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各 1 名、および編集委員若干名によって構成される。

2 編集委員長は、理事の中より 2 名を理事会が選任するものとするが、それぞれの編集委員長は、選任した当該委員会が総会によって承認された年度の次年度と及び次次年度に発行する機関誌の編集をそれぞれ担当するものとする。

3 編集副委員長は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。

4 編集委員は、編集委員長が会員のより推薦し、理事会の承認を得るものとする。

5 編集委員長の提案に基づき、理事会は編集小委員会を設けることができる。

6 編集委員会はすべての機関誌の編集権を有する。

（任期）

第 4 条 前条の委員会の任期は、それぞれが選任された日からそれぞれが編集事務を担当する機関誌すべての発行までとする。

（委員長・副委員長）

第 5 条 編集委員長は、編集委員会を主宰し、機関誌の編集を統括する。

2 編集副委員長は、編集委員長を補佐し、編集委員長に事故ある時には、その職務を代行する。

（原稿）

第 6 条 機関誌は、次の 2 種の原稿によって構成される。

a 編集委員会が執筆を依頼した原稿

b 査読委員会が掲載を認めた、会員の投稿原稿。ただし、共同研究の場合、執筆代表者は会員でなければならない。

（投稿原稿の審査・掲載）

第 7 条 編集委員会は、提出された原稿の掲載可否の審査を、査読委員会に依頼する。

2 編集委員会は、第 6 条 b の投稿原稿の掲載号を決定する。

3 第 6 条 b の投稿原稿は、編集委員会に提出するものとし、原稿は原則として返却されない。

（著作権）

第 8 条 機関誌が掲載する論文の著作権は執筆者本人に帰属するものとする。ただし、掲載と論文の執筆者が当該論文の転載を行う場合には、必ず事前に本学会事務局へ連絡することを必要とする。

2 編集委員は、掲載論文に関し、当該論文が他人の著作権の侵害、名誉毀損の問題を生じないよう、注意を払う。

3 機関誌に掲載された執筆内容が第三者の著作権を侵害したと認められる場合、編集委員会はその侵害から回復する任を負う。また、第三者の著作権を侵害したことに伴う不利益は、執筆者本人がその責任を負うものとする。

第9条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

付記 本規程は、昭和 62 年 6 月 1 日より施行される。

改定 (昭和 63 年 7 月 27 日理事会決定 )

改定 (平成 9 年 12 月 20 日理事会決定 )

改定 (平成 14 年 3 月 9 日理事会決定 )

改定 (平成 14 年 12 月 7 日理事会決定 )

改定 (平成 15 年 5 月 18 日理事会決定 )

改定 (平成 20 年 3 月 15 日理事会決定 )